

社団法人岐阜県不動産鑑定士協会定款

平成 5 年 2 月 2 4 日 議 決
平成 5 年 4 月 1 日 岐阜県知事許可
平成 1 3 年 3 月 2 7 日 議決 (監事の条項)
平成 1 3 年 4 月 1 6 日 岐阜県知事認可
平成 2 0 年 2 月 1 2 日 岐阜県知事認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人岐阜県不動産鑑定士協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を岐阜市藪田南 1 丁目 7 番 1 4 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の改善を図り、もって不動産評価制度の発展と土地等の適正な価格の形成に資することにより、県民をはじめ地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 不動産の鑑定評価に関する無料相談
- (3) 不動産の鑑定評価に関する刊行物の発行
- (4) 不動産の鑑定評価に関する調査研究及びその成果の公表
- (5) 官公庁、諸団体及び地域住民に対する不動産鑑定に関する一般的資料の提供
- (6) 公共的調査を行う不動産鑑定士に対する不動産鑑定評価に関する取引事例等の資料の提供に係る事業
- (7) 県市町村その他公共機関からの受託事業
- (8) 不動産鑑定に関する書籍等の販売
- (9) 会員に対する鑑定評価の受注斡旋
- (10) 会員に対する不動産の鑑定評価に関する研修等
- (11) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者で岐阜県内に事務所、勤務箇所又は住所を有する者

(2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人の運営に関する経験豊富な者
(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準は、総会で定める。

3 第1項の承認を得た者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員たる法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) この法人に対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。

(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを懲戒することができる。

(1) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為、その他この法人の設立の趣旨に反する行為があったとき。

(2) 会員として品位を著しく損ない、その結果この法人の名誉をき損したとき。

(3) 会員が、会費を理事会の定める期限までに納入しないとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により会員を懲戒しようとするときは懲戒の議決を行う理事会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒の種類)

第11条 懲戒は、次の2種とする。

(1) 戒告

(2) 1年以内の会員権の停止

2 会員権とはこの法人における選挙権、被選挙権及び各種会議又は委員会への参加権及び表決権並びに施設利用権をいう。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 理事 10名以上15名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)

(4) 監事 3名

2 会長、理事(専務理事を除く)及び監事は、正会員(不動産鑑定業者にあつては、その代表者をいう)の中から総会において選任する。

ただし、監事のうち1名は、会員以外の者を理事会の推薦により総会において選任する。

3 副会長は、理事(会長、専務理事を除く。)の互選により定める。

4 会長が必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会員の中から専務理事を選任することができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序に従いその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産、会計又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は岐阜県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間

とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(顧 問)

第18条 会長は理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営について会長に助言することができる。

(相談役)

第19条 会長は理事会の承認を得て、相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人の会務に関する重要な事項について会長の諮問に応じ助言し、又は相談に応ずることができる。

第4章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。

(権 能)

第22条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第24条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を附記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(準用)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し監査を受け、その会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(義務の負担および権利の放棄)

第42条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、岐阜県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ

ならない。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の業務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可、登記等に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委 任)

第49条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可のあった日（平成5年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。

5 平成20年度に就任する役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、岐阜県知事の認可のあった日（平成20年2月12日）から施行する。